

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年2月27日
担当課	道路維持課

契約業者名・住所	株式会社湯浅建設・千葉県松戸市日暮5-25
工事等の名称	市内一円道路補修工事（R7-6）
工事等の場所	松戸市小根本42番地先
種別	土木一式
工事等期間	令和8年2月28日 から 令和8年3月27日
契約金額	12,760,000円
工事等の概要	土工・・・一式、排水工・・・一式、舗装工・・・一式、附帯工・・・一式、仮設工・・・一式
随意契約の理由	<p>本工事は、破損している雨水管を取替える工事であり、雨水排水に支障があるため早急を実施する必要がある。また、当該箇所は千葉県企業局発注の「松戸市小根本42番地先根本岩瀬線φ500mm送・配水管漏水修繕工事に伴う舗装復旧工事」と工事箇所が一部重複するとともに、ガス・水道・NTT等の地下埋設物が輻輳しており、現場条件を熟知している業者により本工事を施工することで、円滑な施工による工事期間の短縮と経費の削減が見込めます。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項6号に則り随意契約を採用するものです。</p>